

ビジネス管理規則

京都技術士会(以下、当会と言う)は、当会および当会会員が関わるビジネスの円滑化を目的として、以下の規則を設ける。

1. 当会の名称使用

当会及び当会会員は、当会の名称を、ビジネスを含む社会活動(以下、単にビジネスと言う)に使用することができる。

2. 届出

当会会員が当会の名称をビジネスに使用する場合は、速やかに会長に文書(電子メールを含む)で、届け出なければならない。

3. 対価

当会の会員が当会の名称を利用して、当会の仲介により、または、当会の援助により行なったビジネスによって対価を得た場合は、原則として、その 15%を当会に納付しなければならない。ただし、就職またはこれに準じるケースや、顧客との個別契約を行い、継続して業務に当たる場合には、初回入金のみ 15%ルールを適用する(納付金の上限 10 万円)。

4. 名誉、利益の保持

当会会員は、当会の名称をビジネスに使用した場合、当会の名誉、利益を傷つけてはならない。万一、社会的、経済的瑕疵・損失等を与えた場合は、当該会員の責任において、処置しなければならない。ただし会長または幹事会の承認を得た場合は、その限りでない。

5. 名称使用の禁止

会長は、幹事会の承認を得て、会員の当会名称使用を禁止することができる。

6. 改廃など

本細則に、不明点が生じた場合は幹事会で決済する。また、本細則は、幹事会の議決をもって、制定、改廃する。

以上

(附則)

制定 平成 17 年 9 月 17 日

改訂 平成 21 年 9 月 3 日

改訂 平成 24 年 5 月 17 日

改訂 平成 27 年 5 月 23 日